

## 1 事業者の名称及び住所

都市計画決定権者 :羽島市長 松井 聡  
住所 :羽島市竹鼻町 55 番地

### 事業者

名称 :岐阜羽島衛生施設組合  
代表者 :管理者 岐阜市長 柴橋 正直  
住所 :岐阜市境川 5 丁目 147 番地

### (備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)の手続きを伴う事業であり、岐阜県環境評価条例施行規則(平成 7 年岐阜県規則第 67 号)別表第 1 の 8 号の 1 のイごみ処理施設(1 日当たりの処理能力の合計が 100 トン以上)の設置に該当することから、都市計画権者である羽島市が、岐阜県環境影響評価条例(平成 7 年岐阜県条例第 10 号)第 46 条の規定に基づき、環境影響評価手続きを実施するものである。

## 2 対象事業の名称、種類、目的及び内容

### 2.1 対象事業の名称

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業(以下、本事業とする。)

### 2.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設:ごみ処理施設(処理能力の合計が100t/日以上を設置)

(岐阜県環境影響評価条例第2条別表第8号及び同条例施行規則第3条別表第1第8号に該当)

### 2.3 対象事業の目的

岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設(処理能力60t/日×3炉)は、平成7年に整備され、岐阜市南部、羽島市、岐南町及び笠松町の一般廃棄物の適正処理を行ってきたが、地域住民との覚書により、平成28年4月から稼働を停止している。

そこで、構成市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築するために、次期ごみ処理施設の整備を行うものである。

### 2.4 対象事業の内容

#### 2.4.1 事業実施区域の位置

位置:岐阜県羽島市福寿町平方地内

事業実施区域の位置を図2.4-1及び図2.4-2に示す。

事業実施区域は、市街化区域で、準工業地域になっている。

また、本事業は羽島市平方第二土地区画整理組合が実施する羽島市平方第二土地区画整理事業地内の保留地において実施するものである。

#### 2.4.2 対象事業の規模

ごみ処理施設の処理能力 :132t/日 (66t/日×2炉)

敷地面積 :約3ha

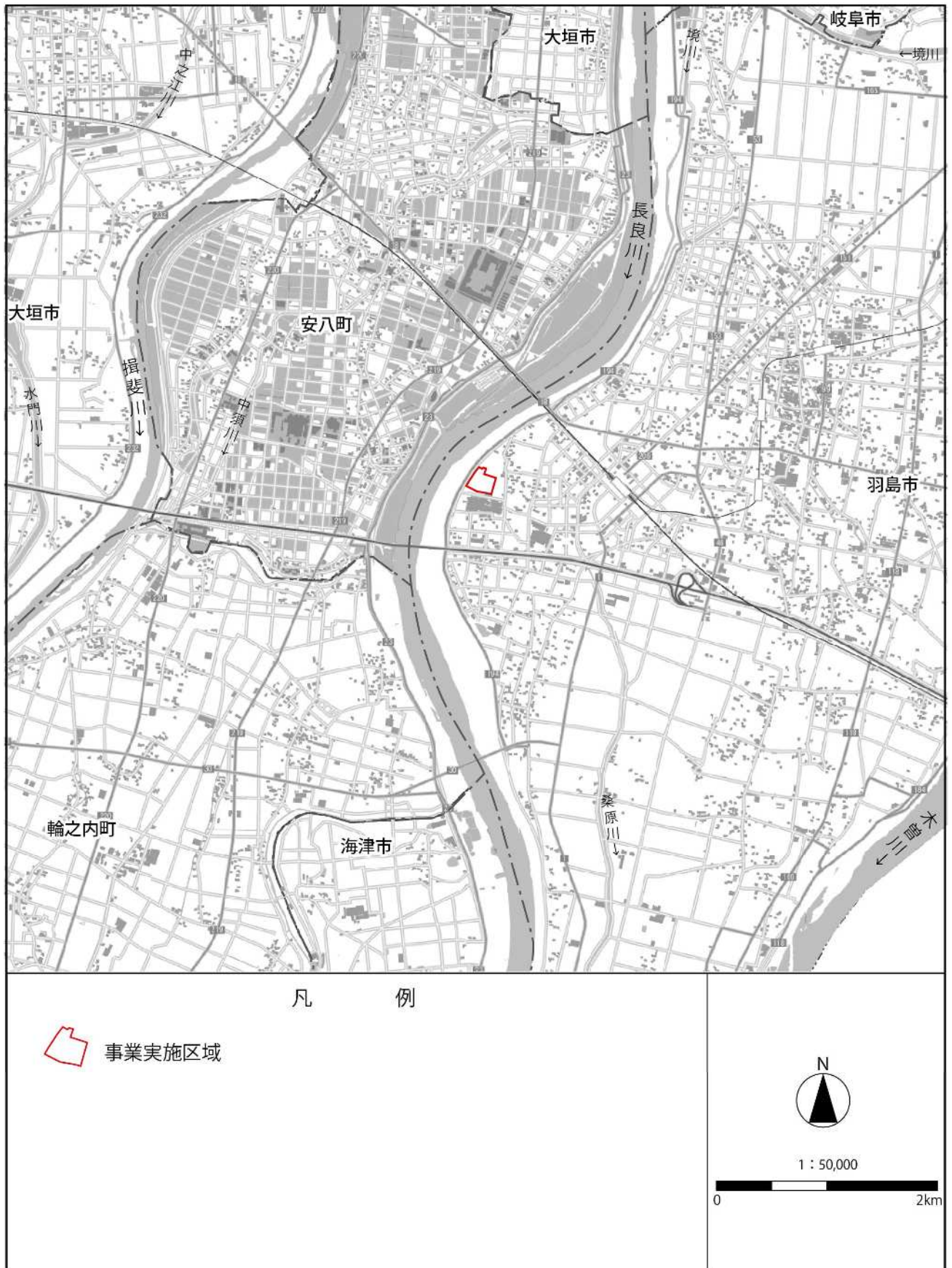
#### 2.4.3 事業予定

事業予定は以下に示すとおりである。

工事着手予定 :平成36年度(2024年)

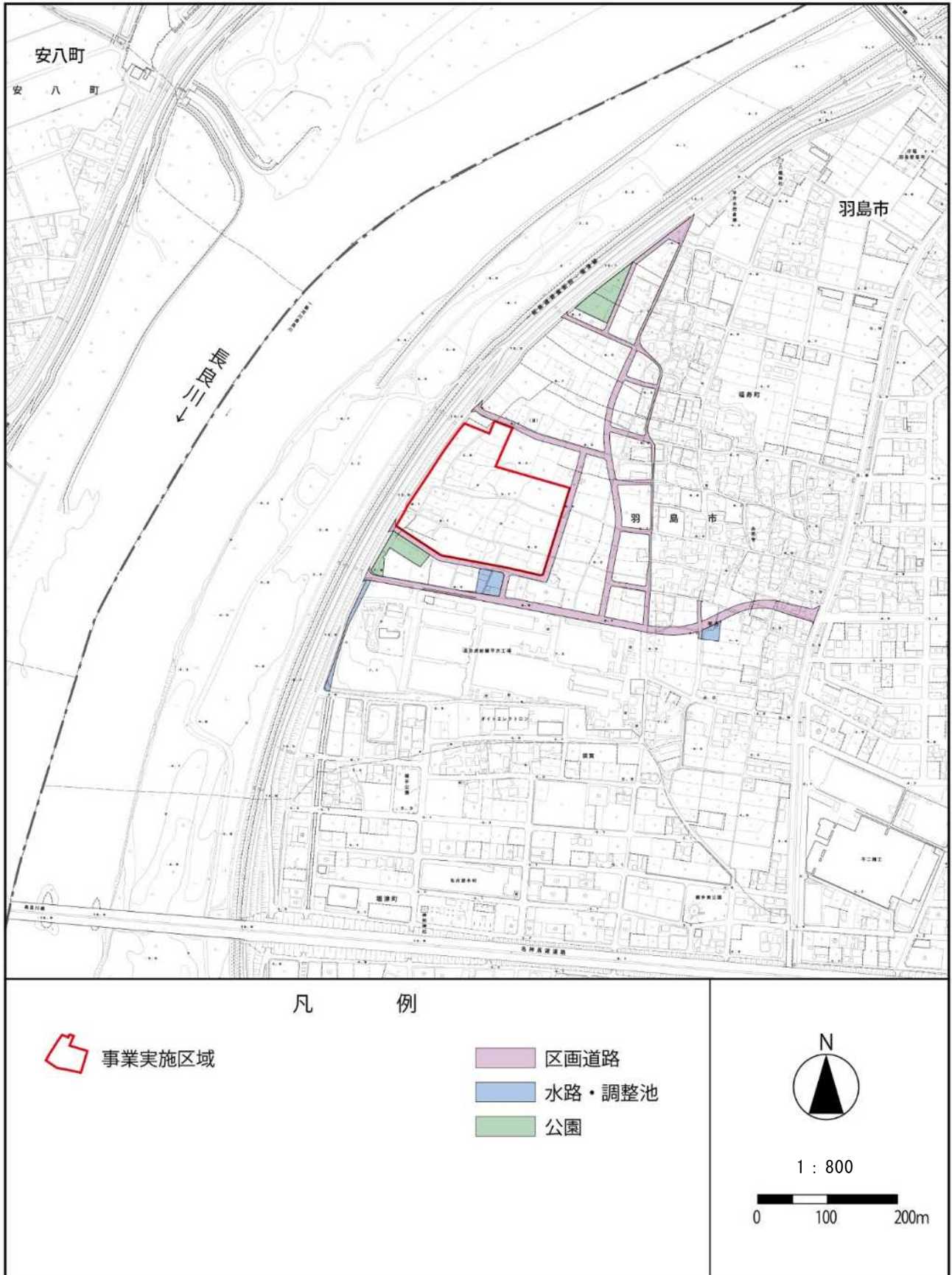
施設供用開始予定 :平成40年度(2028年)

なお、本事業の内容については、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備基本計画(平成30年3月策定)に基づき記載しており、今後の計画の見直しに伴い、必要に応じて変更を行うことがある。



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。

図 2.4-1 事業実施区域の位置(広域)



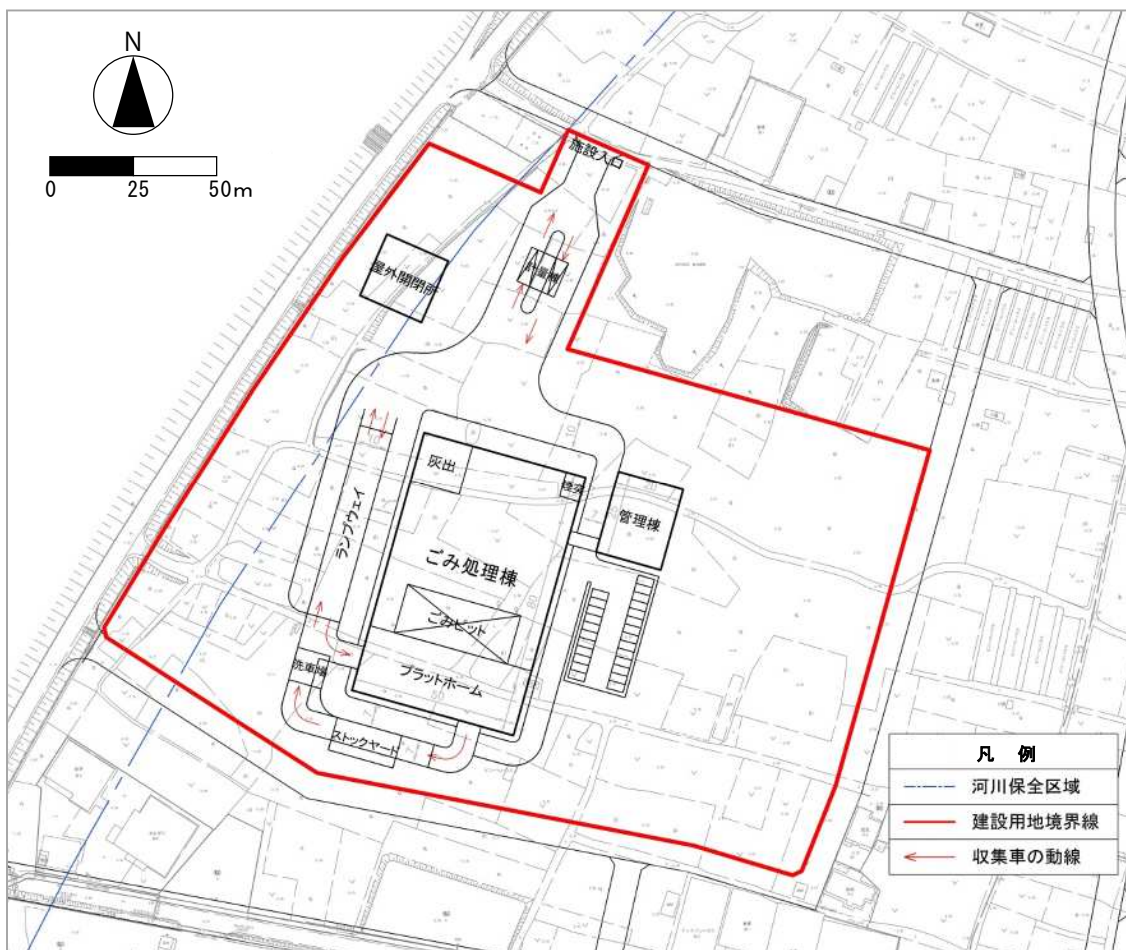
この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図 2.4-2 事業実施区域の位置

#### 2.4.4 土地利用計画

主要な計画施設は、ごみ処理施設(ごみ処理棟)、管理棟、計量棟、駐車場、ストックヤード、洗車場、屋外開閉所等である。

施設配置を図 2.4-3 に示す。



出典：「次期ごみ処理施設整備基本計画」(平成 30 年 3 月岐阜羽島衛生施設組合)

図 2.4-3 施設配置計画

## 2.4.5 造成計画

造成工事は、羽島市平方第二土地区画整理組合が実施する。事業実施区域及びその周辺の地形を考慮し、現況と同レベル程度の計画地盤高を設定し、土地造成に係る設計及び工事を実施する。

土地区画整理事業の概要は以下とおりである。

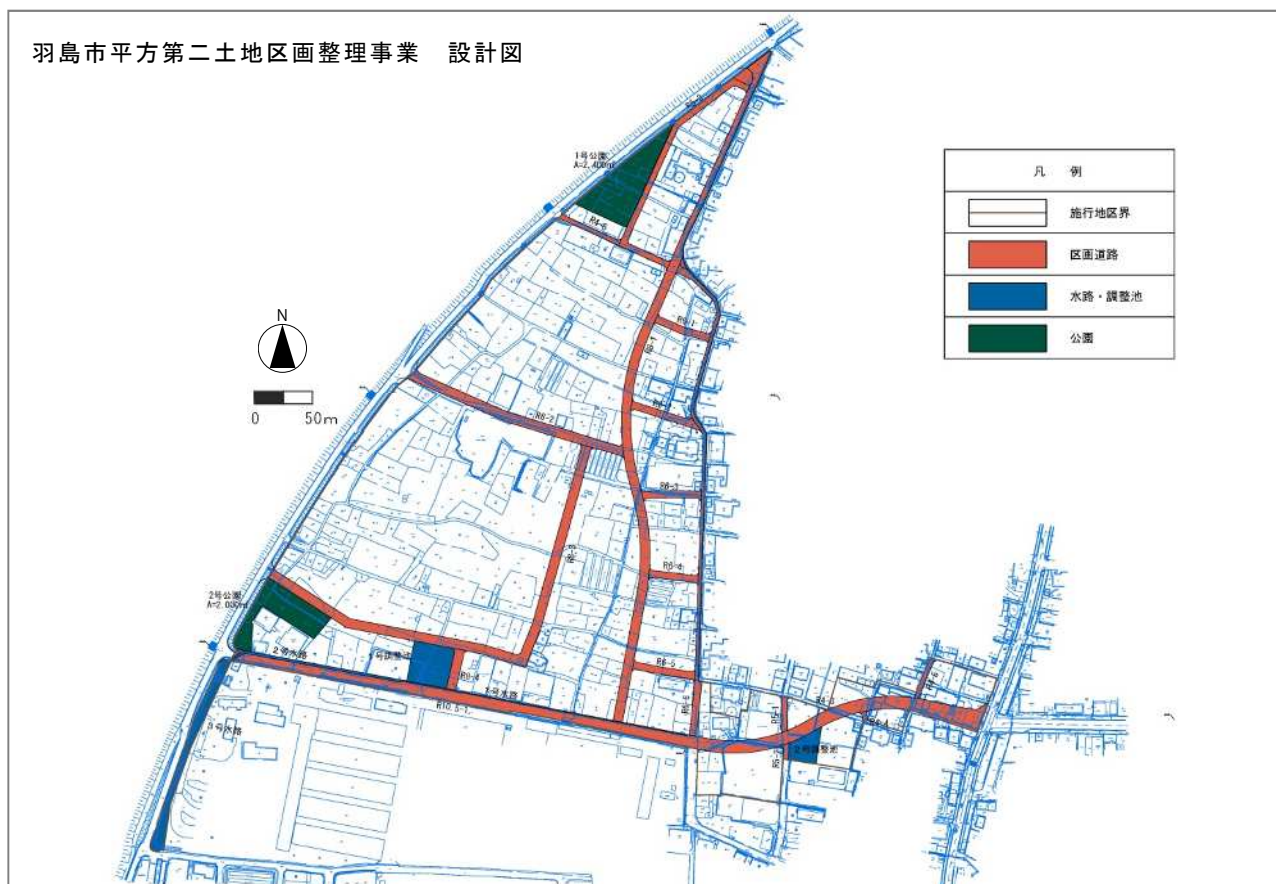
事業の名称 :羽島市平方第二土地区画整理事業

施行者 :羽島市平方第二土地区画整理組合

施行面積 :14.40ha

事業期間 :平成 27 年(2015 年)12 月 18 日～平成 36 年(2024 年)3 月 31 日

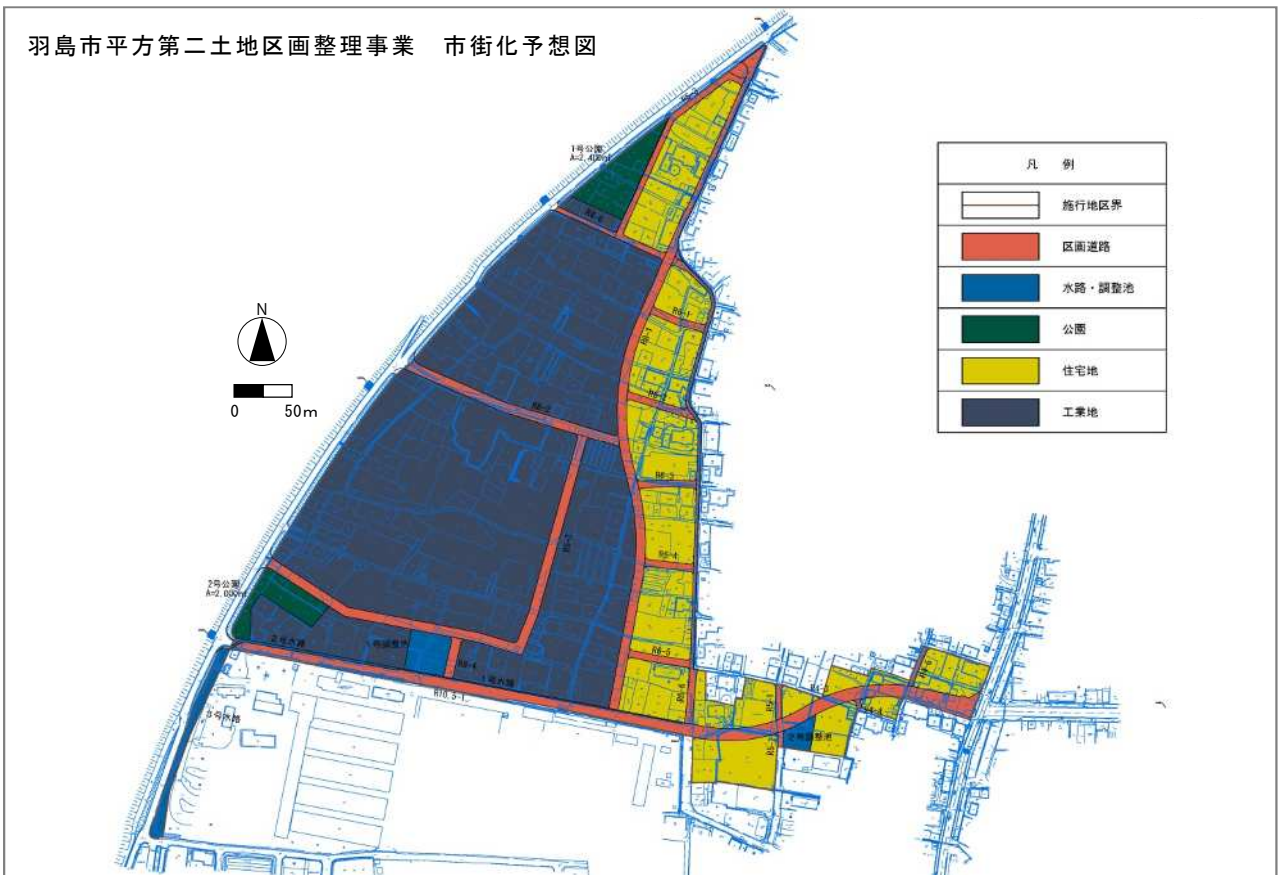
また、土地区画整理事業の設計図を図 2.4-4、市街化予想図を図 2.4-5 に示す。



出典:「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」

図 2.4-4 土地区画整理事業の設計図

羽島市平方第二土地区画整理事業 市街化予想図



出典:「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」

図 2.4-5 土地区画整理事業の市街化予想図

## 2.4.6 施設計画

### (1) ごみ処理施設の計画緒元

対象事業において設置する施設は、ごみ処理施設及びその他の施設(管理棟、計量棟、駐車場、ストックヤード、洗車場、屋外開閉所)であり、ごみ処理施設の計画諸元は表 2.4-1 を予定している。

表 2.4-1 ごみ処理施設の計画諸元

項目	計画諸元
処理方式	<p>詳細な処理方式は、次の方式から事業者選定時に定めるものとする。</p> <p>①焼却施設(ストーカ式)</p> <p>②焼却施設(流動床式)</p> <p>③ガス化熔融施設(シャフト炉式)</p> <p>④ガス化熔融施設(流動床式)</p> <p>注)①～④の各処理方式の特徴は表 2.4-3、処理フローは p.10～p.13 を参照</p>
処理能力	132t/日(66t/日×2炉)
煙突高さ	59m
処理対象ごみ	<p>可燃ごみ(破碎残さ可燃物を含む)、し尿処理汚泥、下水処理汚泥、災害廃棄物</p> <p>注)計画ごみ質は表 2.4-2 参照</p>

表 2.4-2 計画ごみ質(し尿処理汚泥と下水処理汚泥を含む)

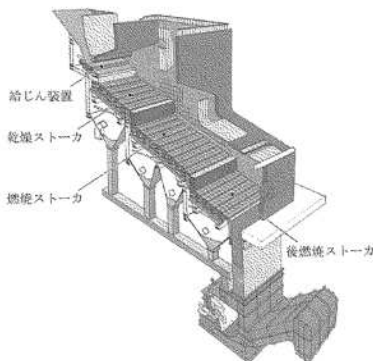
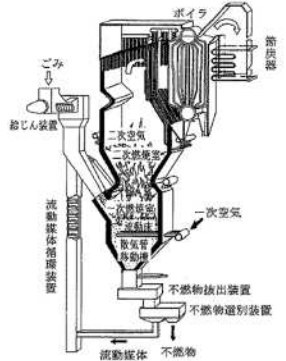
項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量(kcal/kg)	1,500	2,400	3,400	
低位発熱量(kJ/kg)	6,300	10,000	14,200	
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )	220	180	150	
三成分(%)	水分	54.7	42.6	29.1
	可熱分	40.1	51.5	64.4
	灰分	5.2	5.9	6.5

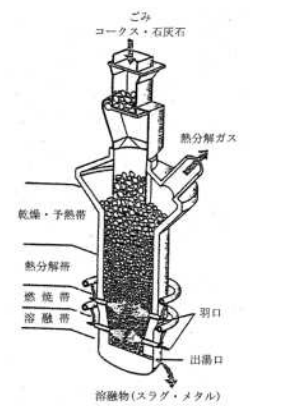
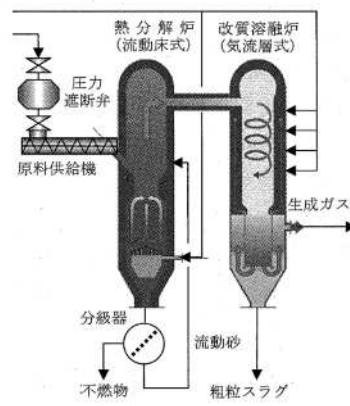
### (2) 処理方式

各ごみ処理方式の特徴は表 2.4-3 に示すとおりである。



表 2.4-3 各ごみ処理方式の特徴

区分		焼却施設(ストーカ式)	焼却施設(流動床式)
概略構造図(例)			
処理システム		<p>①ストーカを機械的に駆動し、投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送し(1~2h)燃焼させる方法。ごみは移送中に攪拌反転され表面から効率よく燃焼される。</p> <p>②焼却灰は不燃物とともにストーカ末端より灰押し出機(水中)に落下し、冷却後にコンベヤ等で排出される。</p> <p>③燃焼ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、ガス冷却室や集じん設備で回収される。</p>	<p>①熱砂の流動層に破碎したごみを投入して、乾燥、燃焼、後燃焼をほぼ同時に行う方式。</p> <p>②ごみは流動層内で攪拌され瞬時(長くて十数秒)燃焼される。</p> <p>③灰は燃焼ガスと共に炉上部より排出されガス冷却室や集じん設備で飛灰として回収される。</p> <p>④不燃物は流動砂と共に炉下部より排出分離され、砂は再び炉下部に返送される。</p>
運転条件	燃焼温度/熱分解温度	850~950℃	800~950℃
	熔融温度	—	—
	低位発熱量	3,200~14,000kJ/kg 程度 3,200kJ/kg 以下の場合、助燃(燃焼等)が必要。	

区分		ガス化溶融施設(シャフト炉式)	ガス化溶融施設(流動床式)
概略構造図(例)			
処理システム		<p>①ごみをシャフト炉等の溶融炉(2次燃焼室を含む)でワンプロセス(一工程)でガス化溶融を行う方式。</p> <p>②熱分離したガスは、後段の燃焼室において完全燃焼させる。</p> <p>③スラグは冷却水にて急冷し、磁選機にてスラグ・メタルに分離され、各々資源化される。</p> <p>④排ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、集じん設備にて溶融飛灰として捕集される。</p>	<p>①ごみを流動式の熱分解炉においてガス化させ、旋回溶融炉等(2次燃焼室を含む)の2つのプロセスで溶融させる方式。</p> <p>②熱分解炉にて、鉄やアルミ等の資源物が回収できる。</p> <p>③燃焼溶融炉において、ガスとカーボンの燃焼により、灰分を溶融する。</p> <p>④排ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、集じん設備にて溶融飛灰として捕集される。</p>
運転条件	燃焼温度/熱分解温度	850~950℃ /300~1,000℃	850~950℃ /450~650℃
	熔融温度	1,700~1,800℃	1,300~1,500℃
	低位発熱量	3,200~14,000kJ/kg 程度 ごみの熱量に関係なく、副資材(コークス)が必要。	

出典:ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)

表2.4-3に示した①～④の各処理方式の処理フローは以下のとおりである。

①焼却施設（ストーカ式）

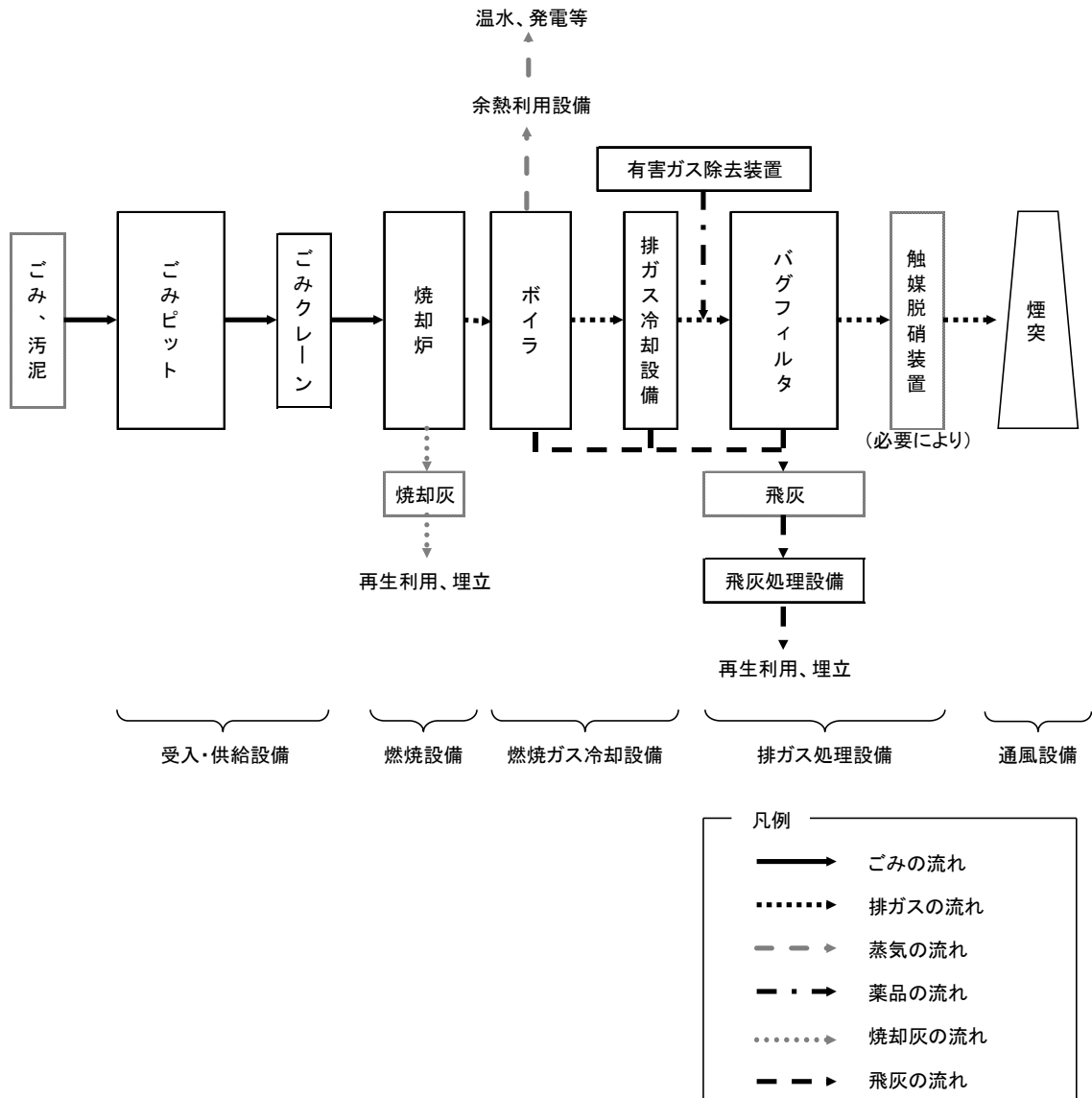


図 2.4-6(1) 焼却施設（ストーカ式）の処理フロー（例）

②焼却施設(流動床式)

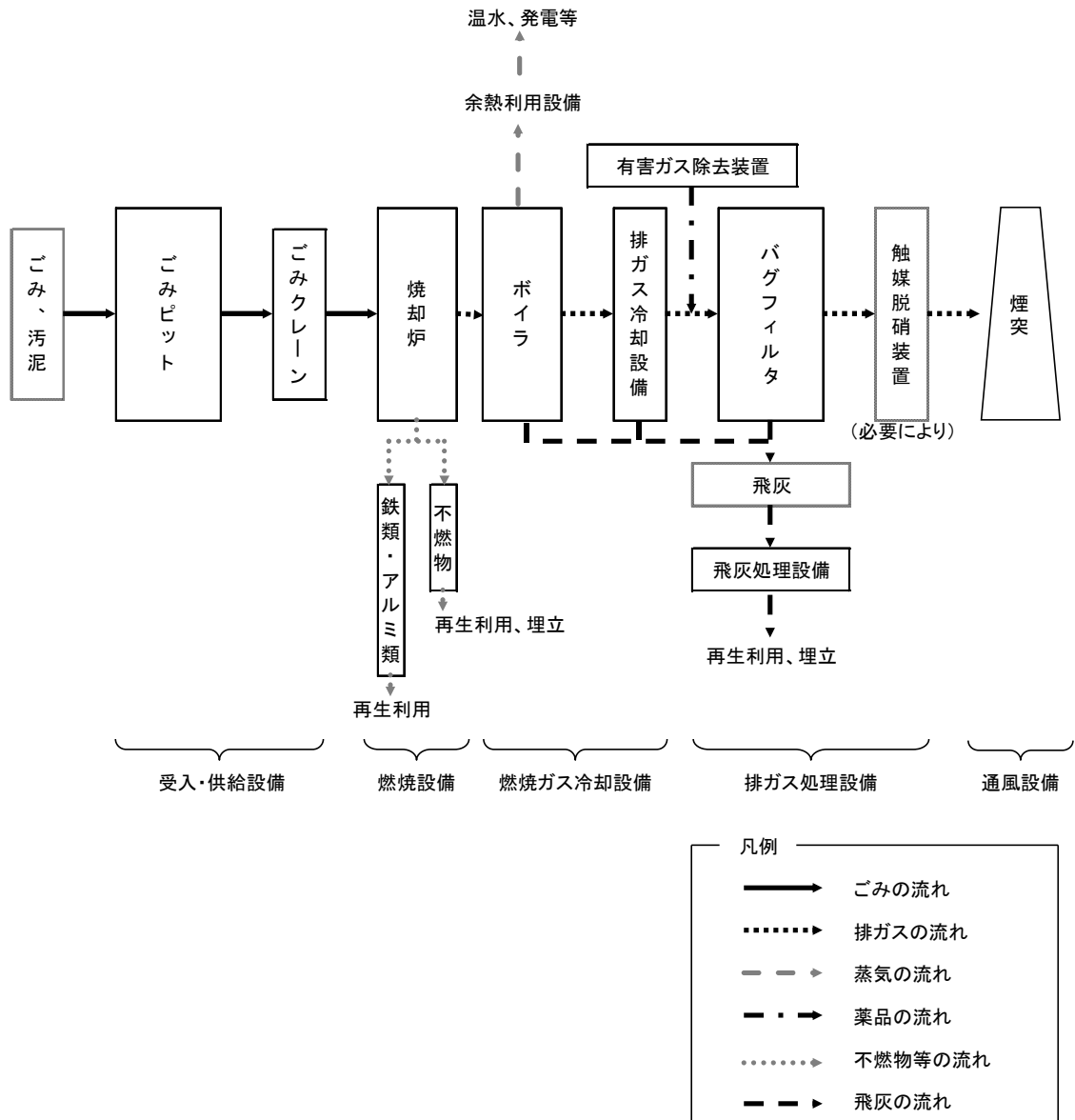


図 2.4-6(2) 焼却施設(流動床式)の処理フロー(例)

③ガス化溶融施設(シャフト炉式)

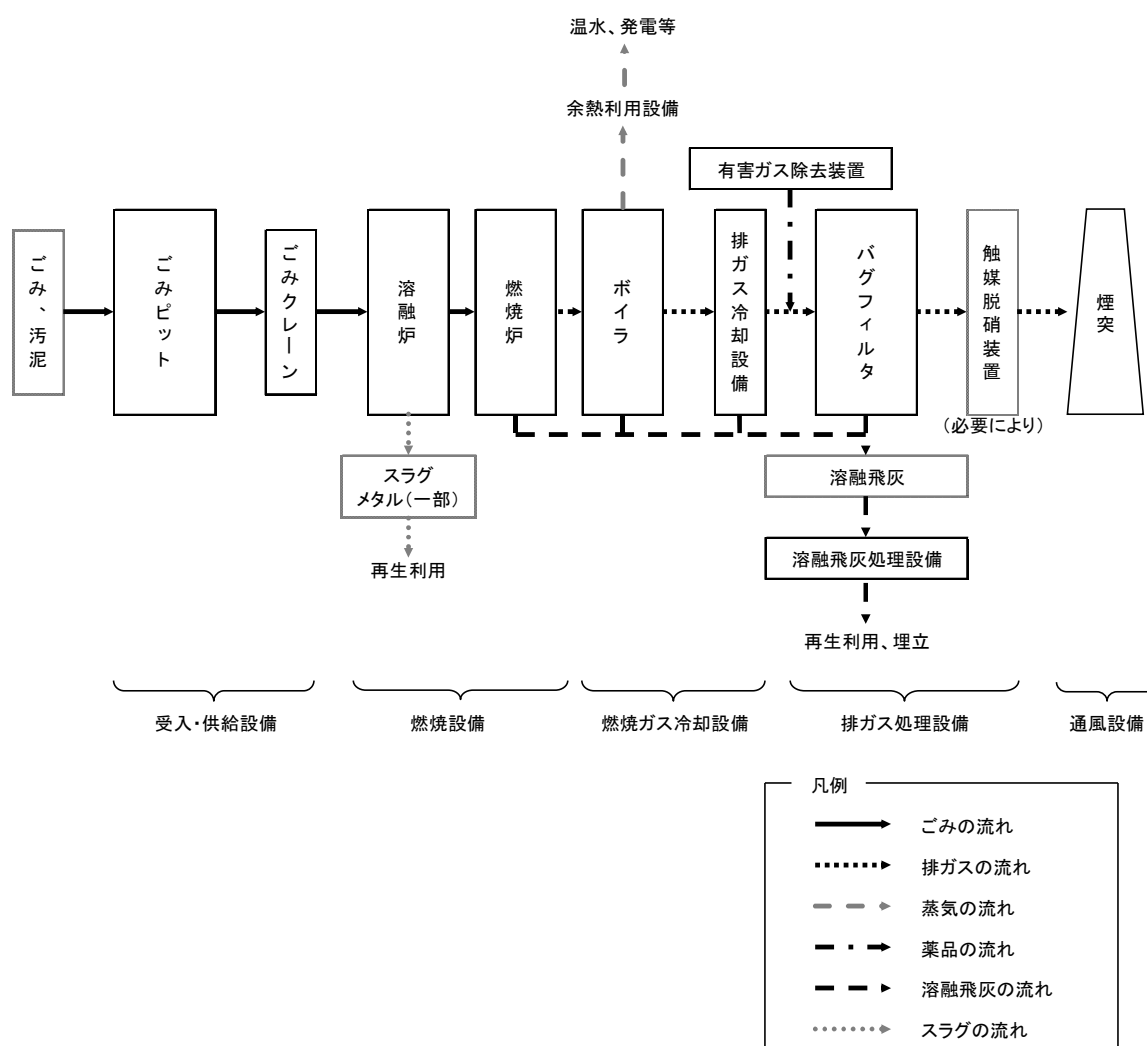


図 2.4-6(3) ガス化溶融施設(シャフト炉式)の処理フロー(例)

④ガス化溶融施設(流動床式)

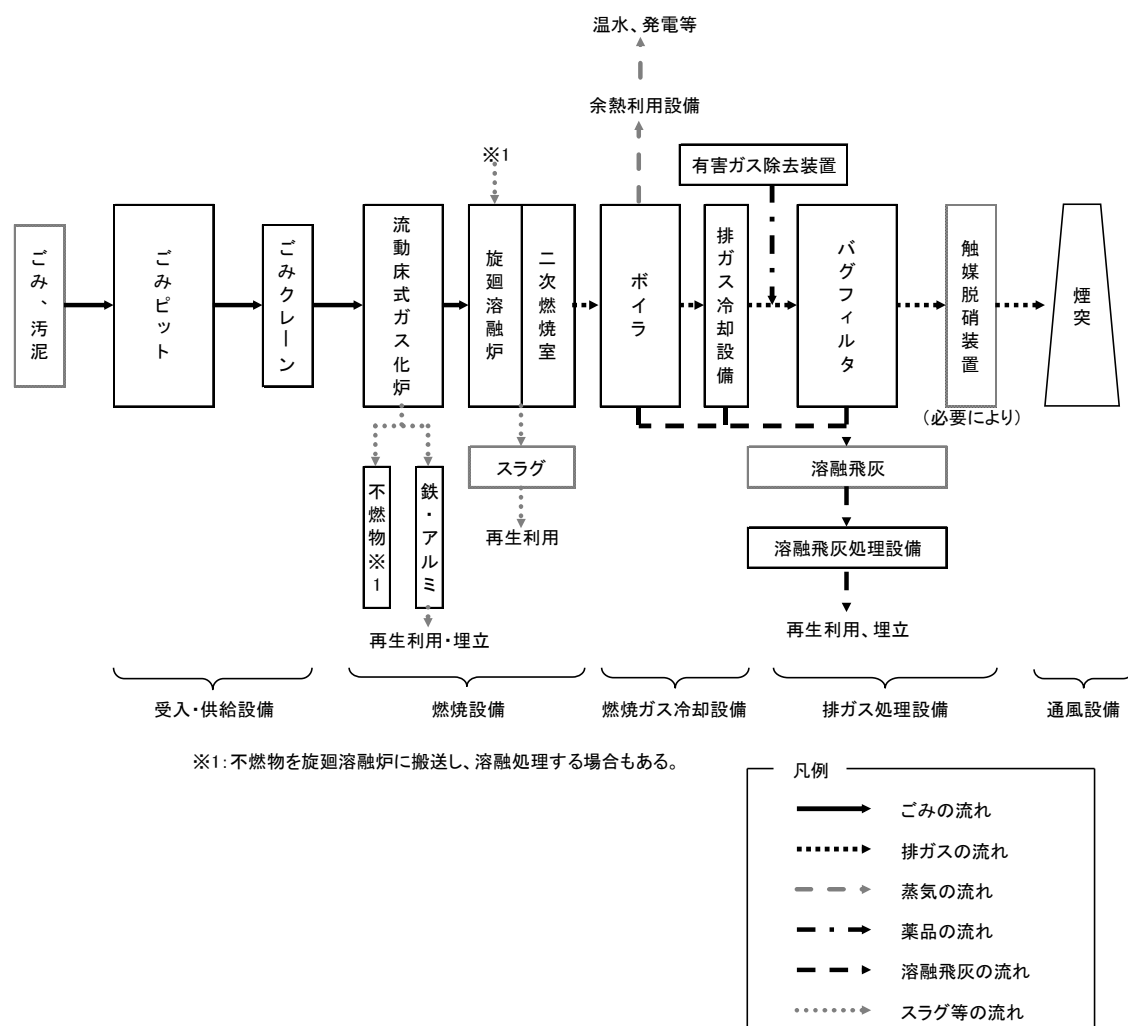


図 2.4-6(4) ガス化溶融施設(流動床式)の処理フロー(例)

(3) 余熱利用

次期ごみ処理施設においては、ごみを焼却処理するだけでなく、ごみを持つ熱エネルギーを積極的に利用し、発電等を行う。

余熱利用の基本方針 : 発電を優先する

熱交換設備 : 廃熱ボイラ方式とする

エネルギー回収率 : 16.5%以上を目標とする

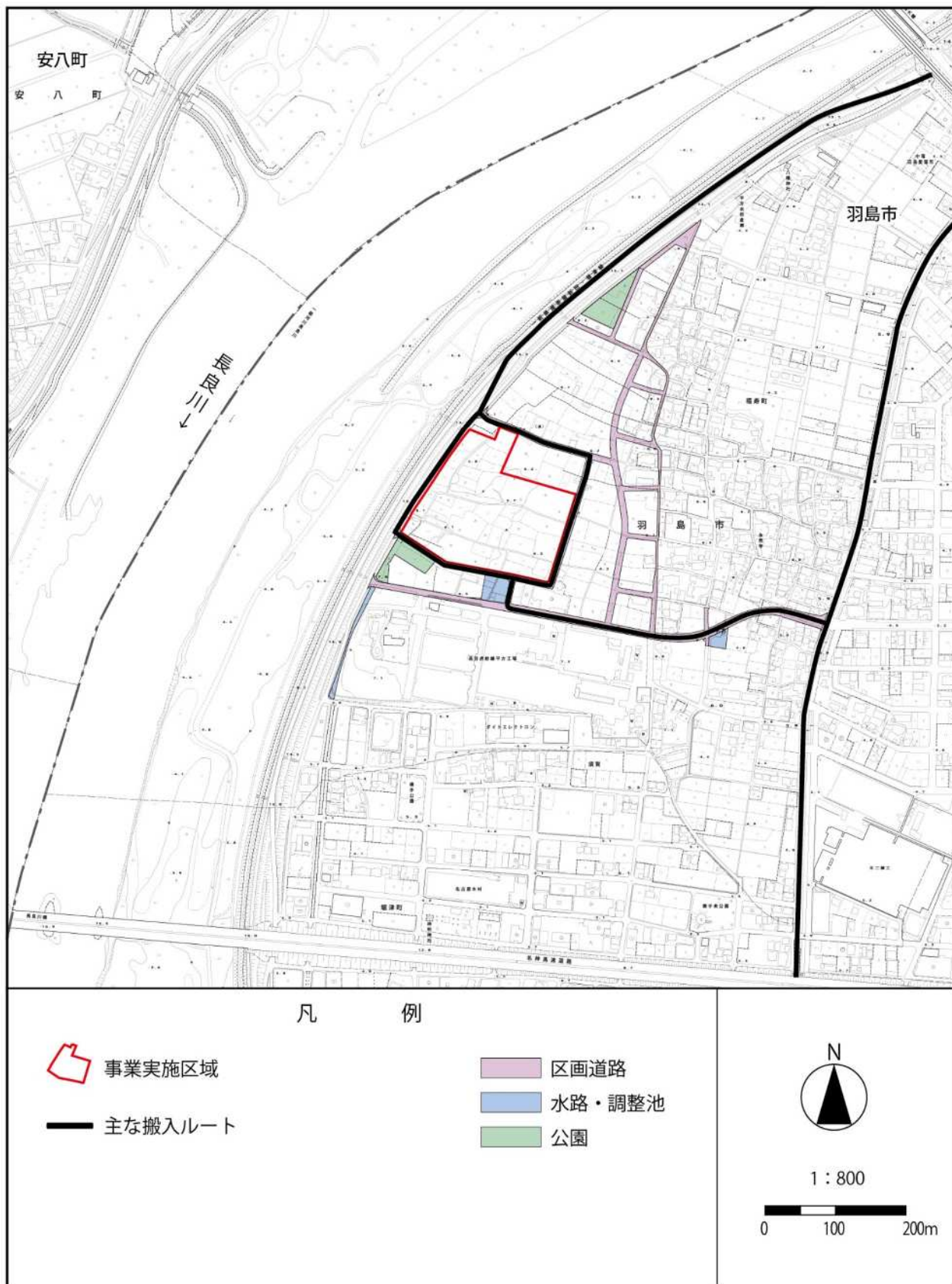
## 2.4.7 道路計画

事業実施区域周辺には、羽島市平方第二土地区画整理事業により区画道路が整備される。

また、廃棄物運搬車両等の種類及び台数を表 2.4-4、事業実施区域付近の搬入ルートを図 2.4-7 に示す。

表 2.4-4 廃棄物運搬車両等の種類及び台数

廃棄物運搬車両等の種類		車両の種類	台数
①搬入車両	委託収集車両 (家庭系)	2t・4t・10tパッカー車、4t・10tコンテナ車	延べ最大 90 台/日 平均 40 台/日
	許可車両 (事業系)	2t・4t パッカー車、4t コンテナ車	延べ最大 40 台/日 平均 30 台/日
	自己搬入車両 (家庭系)	乗用車、軽トラック、2tトラック	延べ最大 80 台/日 平均 40 台/日
	自己搬入車両 (事業系)	乗用車、軽トラック、2t・4tトラック	
	脱水汚泥	6.5tトラック	週 3 回、1 回に 1 台
	し渣	-	数台/日
②搬出車	処理残渣	10tトラック	数台/日
	処理後資源物	2t、4tトラック	数台/日
③メンテナンス車 ※:薬品・燃料搬入車等を想定		最大 10tトラック(数台/日)	数台/日
④駐車場	職員用通勤車両	乗用車、自転車	延べ最大 20 台/日



この地図は、「羽島市都市計画基本図」(羽島市)、「羽島市平方第二土地区画整理組合提供図面」を基に作成した。

図 2.4-7 事業実施区域付近でのごみ収集車等の主な搬入ルート

#### 2.4.8 給排水計画

##### (1) 給水

生活用水、プラント用水は上水、井水を使用する。

##### (2) 排水

プラント排水は基本的にクローズドシステム(場外無放流)、生活排水は下水道放流、雨水排水は河川放流とする。生活排水は下水道排除基準を満たすものとする。

#### 2.4.9 燃料等使用計画

事業実施区域周辺には都市ガスの供給がある。燃料は都市ガスまたは液体燃料を使用する。

#### 2.4.10 廃棄物処理計画

次期ごみ処理施設からの主な発生廃棄物としては、焼却灰と飛灰がある。処理方法は大きく分けて資源化または埋立であり、適正処理を確実に行うものとする。

#### 2.4.11 緑化計画

緑地面積率は、工場立地法により、敷地面積の20%以上とする。

また、敷地内空地は原則として高木、中木、芝張り等により良好な環境の維持に努める。各棟、屋外開閉所等の目隠しを目的に、一帯に常緑広葉樹の高木を植樹する。

#### 2.4.12 防災計画

##### (1) 耐震安全性目標

次期ごみ処理施設は、地震等による稼働不能にならないよう、施設の耐震化を推進し、ごみ処理システムの強靱性を確保する。耐震安全性の目標については、施設の特性等を考量して、表 2.4-5 に示す「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(平成 8 年 11 月、(社)公共建築協会)に示される構造体はⅡ類(重要度係数 1.25)、建築非構造体は A 類、建築設備は甲類とする。また、地震地域係数について、岐阜県は 1.0 のため、この地域係数を適用する。

##### (2) 耐震設計基準

プラント機械設備及び建築設備の耐震設計基準としては、次のものに準拠する。

- ①火力発電所の耐震設計基準
- ②建築基準法の耐震設計基準
- ③建築設備の耐震基準



表 2.4-5 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に示される耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類 (重要度係数 1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類 (重要度係数 1.25)	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類 (重要度係数 1.00)	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成 8 年 11 月、（社）公共建築協会）

### (3) 震災時等における対応

#### 1) 風水害

建物や煙突の強度に配慮するとともに、雨水排水対策等を行う。特に建設用地が河川沿いであることに留意する。

#### 2) 地震を感知した際の施設対応

地震感知器を設置し、大型地震(概ね震度 5 強以上)が発生した際にごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築する。また、自動的に停止した後、安全が確認された際に速やかに施設を再稼働できるよう対策を行う。

#### 3) 始動用電源

焼却炉を 1 炉立上げることができる非常用発電機を設置し、災害により商用電力が遮断された状態でも立上げ・自立運転が可能にようにする。立上げ後は、蒸気タービン発電機により 2 炉運転まで立上げ、運転が継続できるようにする。

非常用発電機の熱源は、都市ガス又は液体燃料(都市ガスとの併用含む)とし、形式はガスタービン又はガスエンジンを標準とする。

#### 4) 燃料保管設備

非常時の立下げに液体燃料を使用することから、液体燃料の貯留槽を設置する。貯留容量は緊急時、安全に埋火するために必要な容量以上を見込む。

5) 薬剤等の備蓄倉庫

物流に影響がある場合でも一定期間は運転が継続できるよう、薬品等の貯槽は一定以上の容量を確保する。備蓄量については、7日分以上を基本とする。

2.4.13 工事計画の概要

(1) 施設整備スケジュール

次期ごみ処理施設の整備スケジュールは、表 2.4-6 に示すとおりである。

平成 36 年度 (2024 年度) より工事を開始し、平成 40 年度 (2028 年度) に供用開始する計画である。

表 2.4-6 次期ごみ処理施設整備スケジュール

項目	H34 (2022) 年度	H35 (2023) 年度	H36 (2024) 年度	H37 (2025) 年度	H38 (2026) 年度	H39 (2027) 年度	H40 (2028) 年度
事業者選定	■	■					
建設工事			■	■	■	■	
施設の供用開始							■

(2) 工事用車両走行ルート

工事用車両の対象事業実施区域の出入りは、図 2.4-7 に示すごみ収集車等の事業実施区域付近の搬入ルートと同様に、北側の堤防道路又は南側の区画道路を利用する計画である。

## 2.4.14 環境保全のための措置

### (1) 公害防止に関する計画基準値

公害防止に関する計画基準値は以下に示すとおりである。排出ガス、騒音及び振動に関しては、周辺環境に配慮し、環境への負荷を極力低減するため、法に定める基準より厳しい自主基準値を設定する。

#### 1) 排ガス

排ガスの自主基準値は表 2.4-7 に示すとおりとする。

表 2.4-7 排ガスの自主基準値

項目	次期施設基準値	法規制値	法規制値の根拠
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> N	0.08g/m <sup>3</sup> N	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K 値≒0.12 (約 20ppm)	K 値=11.5 (約 2,000ppm)	大気汚染防止法
塩化水素	40ppm	700mg/m <sup>3</sup> N (430ppm)	大気汚染防止法
窒素酸化物	30ppm	250ppm	大気汚染防止法
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	ダイオキシン類対策 特別措置法
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> N	30 μg/m <sup>3</sup> N	大気汚染防止法
一酸化炭素濃度	100ppm(1 時間平均) 30ppm(4 時間平均)	100ppm(1 時間平均) 30ppm(4 時間平均)	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律

## 2) 排水

プラント排水は基本的にクローズドとして無放流、生活排水は下水道放流、雨水排水については河川放流の計画である。生活排水は、表 2.4-8 及び表 2.4-9 に示す下水道排除基準が適用される。

表 2.4-8 下水道排除基準(生活環境項目)

環境項目等		基準
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		5日間に600mg/L未満
浮遊物質(SS)		600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L以下
	動植物油	30mg/L以下
温度		45度未満
よう素消費量		220mg/L未満

出典:「羽島市下水道条例」(平成11年7月8日 条例第16号)

表 2.4-9 下水道排除基準(健康項目)

有害物質	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1・1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
1・4-ジオキサン	0.5mg/L以下
フェノール類	5mg/L以下
銅及びその化合物	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下
クロム及びその化合物	2mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典:「下水道法施行令」(昭和34年4月22日 政令147号)

### 3) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 49 号)により、事業実施区域は準工業地域であるため、第 3 種区域の基準が適用される。ただし、事業実施区域は、第 1 種住居地域が近接している状況を考慮し、第 3 種区域よりも厳しい第 2 種区域の基準を自主基準値とする。

騒音の自主基準値は表 2.4-10 に示すとおりとする。

表 2.4-10 騒音の自主基準値

	区域の区分	時間の区分		
		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午前 11 時から翌日の午前 6 時まで)
自主基準値	第 2 種区域 (第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域)	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
法基準	第 3 種区域 (近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

出典：(法基準)「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 49 号)

### 4) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 53 号)により、事業実施区域が準工業地域であるため、第 2 種区域の基準が適用される。ただし、騒音と同様に、第 2 種区域よりも厳しい第 1 種区域の基準を自主基準値とする。

振動の自主基準値は表 2.4-11 に示すとおりとする。

表 2.4-11 振動の自主基準値

	区域の区分		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
	種別	該当地域		
自主基準値	第 1 種区域	特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成 24 年羽島市告示第 49 号)に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	60 デシベル	55 デシベル
法基準	第 2 種区域	区域区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域	65 デシベル	60 デシベル

出典：(法基準)「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 53 号)

5) 悪臭

悪臭は羽島市告示の規制基準を基準値とする。敷地境界での規制基準を表 2.4-12、排出口の規制基準を表 2.4-13 に示す。

表 2.4-12 悪臭の規制基準(敷地境界)

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典:「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 57 号)

表 2.4-13 悪臭の規制基準(排出口)

特定悪臭物質	算出方法
アンモニア	次の式により流量を算出する方法とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した $m^3/時$ ) He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 m) Cm 表 2.4-12 の規制基準として定められた値(単位 ppm)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V}) \div (1+(2.58 \div V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \log J + (1 \div J) - 1\}$ $J=(1 \div \sqrt{Q \cdot V}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T-288))\} + 1$ He 補正された排出口の高さ(単位 m) Ho 排出口の実高さ(単位 m) Q 温度 15℃における排出ガスの流量(単位 $m^3/秒$ ) V 排出ガスの排出速度(単位 m/秒) T 排出ガスの温度(単位 絶対温度))
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

出典:「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日羽島市告示第 57 号)

## (2) 工事中の環境保全対策

工事中の環境保全対策を行い、安全な工事ができるように安全対策を行うものとする。  
対象事業の計画策定時における工事中の環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

- ① 今後実施する環境影響評価で規定する環境保全対策を講じるとともに、適宜モニタリングを行い実施状況を確認する。
- ② 粉じんが発生するおそれのある場合には、適宜散水を行う等必要な措置を行う。また、裸地部分については、期間内に見合った工法を選択し、適切な対策を行う。
- ③ 工事用車両の洗浄や搬出入道路の清掃を行う等、粉じん飛散防止対策を行う。
- ④ 低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の機械を使用する。運搬車や工事の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減を図る。
- ⑤ 複数の建設作業が1箇所集中することがないように作業手順、作業時間等の調整を行い、排ガス及び騒音・振動の低減を図る。
- ⑥ 資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、できるだけ車両騒音の発生を抑制する。
- ⑦ 悪臭対策として、建築物の屋根等にアスファルト防水工事を行う場合、道路工事においてアスファルト舗装工事を行う場合には、アスファルト熔融時の温度管理を徹底するとともに、発煙が少なく臭気の発生を抑えた工法を採用する等により、悪臭が周辺へ及ぼす影響の低減を図る。
- ⑧ 仮設の沈砂設備等を設置し、土砂の流出を防止する。著しい降雨時の工事は極力避け、濁水の発生を抑制する。
- ⑨ 工事中の排水は、沈砂池で沈砂後、仮設水路を経由して放流することを基本とする。
- ⑩ 工事用車両の走行ルートについては、できるだけ民家周辺を避け幅の広い道路を利用する。適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止する。
- ⑪ 工事用車両について、空ぶかしを禁止するとともに、アイドリングストップ等を励行する。
- ⑫ 工事用車両により既存市道等の破損が生じた場合は、補修を行う。
- ⑬ 必要に応じてクレーン等の高さや照明の方法について関係機関と事前協議する。